平成２４年（フ）第５２３０号
大阪市西区九条１丁目６番９号401
債務者　三田　恭子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５２７３号
大阪府豊中市新千里東町３丁目３番Ｂ19―303号
債務者　植木　貞男
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５５９２号
大阪府東大阪市新池島町２丁目18番34号
債務者　山村美津代
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６５３号
大阪府豊中市豊南町東２丁目７番３号
債務者　英　　明士
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５６８９号
大阪府豊中市柴原町５丁目１番18号
債務者　芝山　悦子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７２３号
大阪市西淀川区野里１丁目20番26号　クラウンハイム塚本201号室
債務者　山岡　晴美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５７５３号
大阪市淀川区加島２丁目６番22号
債務者　八木　早苗（旧姓稲田）
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８０６号
大阪府枚方市香里園町９番15―502号
債務者　森本　浩美
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８１０号
大阪府茨木市沢良宜東町４番18号　ウエストコート305号
債務者　末吉　泰三
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第５８２５号
大阪市平野区背戸口２丁目14番25号　サンロイヤル背戸口201号
債務者　林　　敏彦
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
大阪地方裁判所第６民事部

平成２４年（フ）第２０６号
広島県府中市本山町1695番地３、旧住所広島県府中市本山町1697番地の６
債務者　沖田　浩子
1　決定年月日時　平成24年11月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月９日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２４年（フ）第７７２号
神戸市垂水区桃山台３丁目28番地の５
債務者　篠原　佳苗
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第８９６号
神戸市東灘区深江北町３丁目２番10号　メゾンソーレ301号
債務者　金藤　圭治
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９２９号
神戸市兵庫区梅元町９番７号　第２梅花荘103号
債務者　春戸　明美（旧姓有村・信西）
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第９４２号
神戸市東灘区魚崎中町２丁目13番14号
債務者　水本　富子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２４年（フ）第４４０号
大分県別府市大字南立石1933番地の２　リゾートマンション鶴見316号
債務者　城本　浩光
1　決定年月日時　平成24年11月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２４年（フ）第４４６号
大分市中津留２丁目３番16号藤山ビル３―201、従前の住所大分県玖珠郡玖珠町大字古後2021番地
債務者　長尾　洋一
1　決定年月日時　平成24年11月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年１月11日まで
大分地方裁判所民事第１部破産再生係